

自然環境部会の活動概要

1 平成20年度以降の部会審議状況

開催時期	議 事	審議結果
平成20年 6月17日	○特定鳥獣保護管理計画(ツキノワグマ)の策定について (県内の生息頭数は絶滅危惧地域個体群に該当するため 年間捕獲数の上限や有害捕獲個体の原則移動放獣を定め た保護管理計画を諮問)	原案どおり答申
9月 2日	○ビオトープネットワーク長期構想の素案について (野生動植物の安定した生存や減少の回復を図るに必要 な十分は規模の生息・生育空間を確保するため、重点拠 点区域や生態回廊の維持、再生、ネットワーク化につい ての長期構想について諮問) ○油日サギスゲ等生息・生育地保護区(指定案)について (甲賀市油日の湿地および周辺地(8.1ha)について生息・ 生育地保護区とすることについて諮問)	原案どおり答申 資料5-① 原案どおり答申
平成21年 2月25日	○鳥獣保護区の区域の変更について (伊香立鳥獣保護区の区域変更について諮問) ○琵琶湖国定公園事業の決定について (伊吹山自然再生事業の公園事業への位置付けについて 諮問)	原案どおり答申 原案どおり答申
平成21年 7月29日	○特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)の変更について (平成19年度までのモニタリング情報から捕獲目標の変 更や狩猟期間の延長について諮問) ○鳥獣保護区の指定・拡張について (御池岳の指定・三島池の拡張について諮問) ○鳥獣保護区特別保護区の指定について (希望ヶ丘特別保護区・三雲特別保護区の指定について 諮問)	原案どおり答申 原案どおり答申 原案どおり答申

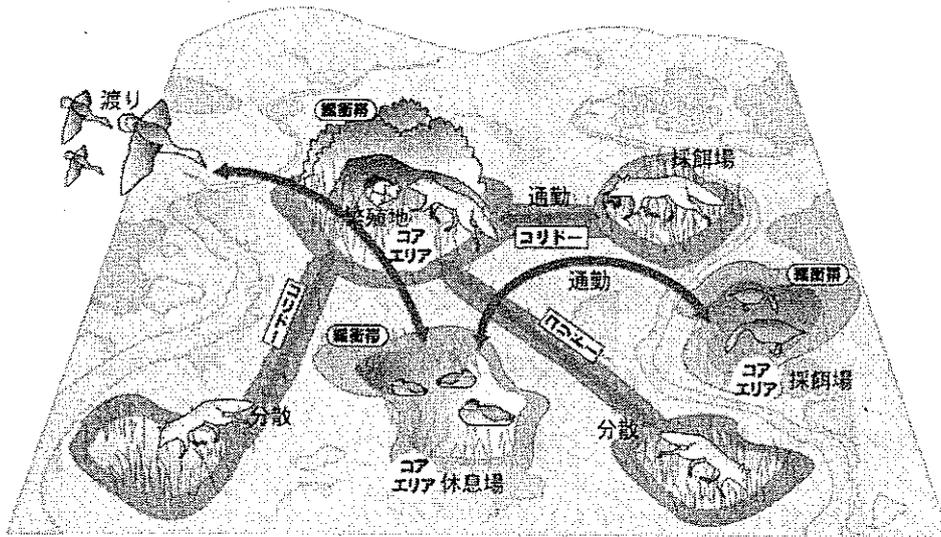
2 今後の部会審議予定

開催時期	議 事
10月予定	○特定鳥獣保護管理計画(カワウ)の作成について諮問予定 ○第10次鳥獣保護計画の修正について諮問予定
時期未定	○生息・生育地保護区の指定について諮問予定

滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の骨子

策定の目的

- 野生動植物の安定した生存や減少からの回復を図るためには、十分な規模の好適な生息・生育地を核（コアエリア）としながら、奥山から丘陵地、里地里山、琵琶湖に至る面的な空間と、河畔林、河川、湖岸等の線的なつながり（コリドー（回廊））とを有機的に結合し、生息・生育空間（ビオトープ）の「ネットワーク化」を図ることが必要である。



ビオトープネットワークのイメージ (引用：(財)日本生態系協会)

- このため、平成 18 年 3 月に制定された野生動植物共生条例の第 9 条では、県は、野生動植物種の個体の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネットワーク化に関する長期的な構想を策定することとされた。
- 長期構想は、マザーレイク 21 計画の計画期間との整合性を図り、おおむね 50 年後の滋賀県の自然環境の望ましい将来像を地図上で示すとともに、これを実現していくための推進方策を規定した。
- 長期構想で示した将来像について、県、市町、県民・NPO、事業者等の間で幅広く共有し、具体的な取組につながる契機となることを目指す。

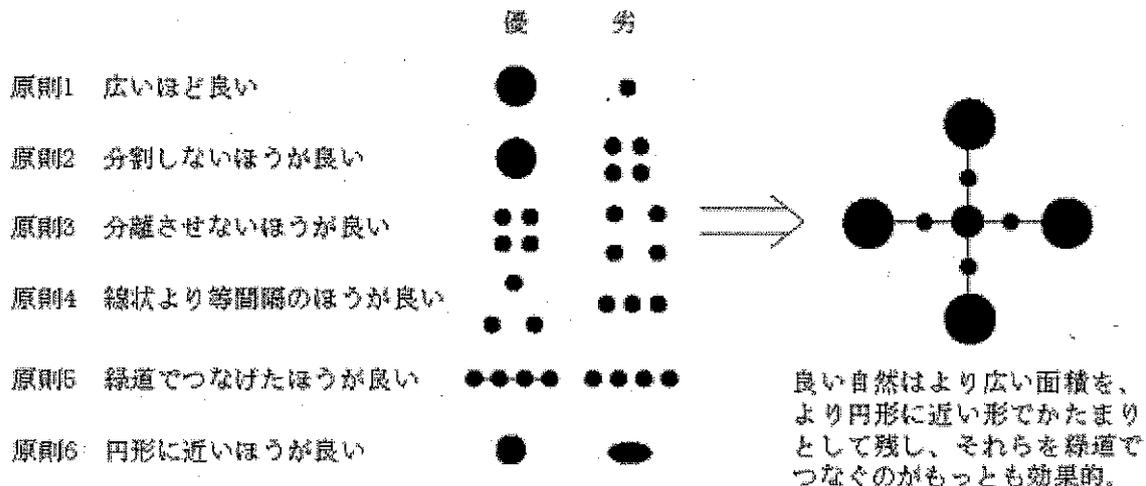
長期構想の目標

- (1) ビオトープの保全
 - ・特に重要な野生動植物種の生息・生育地については、開発を抑制し、現状を維持。
 - ・農林水産業などにより適度に人の手が入り、良好な生息・生育環境がこれまで維持されてきた地域については、維持管理を継続。
- (2) ビオトープの再生
- (3) ビオトープのネットワーク化

保全・再生・ネットワーク化の方針

- 一般に野生生物は、単一のビオトープの中で生活しているわけではなく、採餌、休息、繁殖などの行動類型に応じて、あるいは時刻や季節の違いや、一生の生活史を通じて複数の異なるビオトープのまとまりが必要。また、他集団との遺伝的交流の必要性から、個体が移動できる範囲内に同じビオトープがまとまりとして存在していることが必要。
- このビオトープのまとまりを確保するためには、できるだけ広い面積のビオトープを保全し、または複数のビオトープが分断されず、つながっている（ネットワーク化されている）ようにすることが重要。

ビオトープネットワークの6つの原則



(資料) 日本生態系保護協会「ビオトープネットワーク」

重点的に推進すべき区域

(1) 「重要拠点区域 (コア・エリア)」

地域全体の野生動植物が安定して生息・生育できる、種の存続を図るために必要なビオトープのまとまりとして特に重要な空間

(2) 「生態回廊 (エコジカル・コリドー)」

重要拠点区域の間を生物が移動・分散が可能なように連続的につなぐ回廊状の生息・生育空間

区域の選定方法

- まず自然環境の面で野生動植物にとって良好な生息・生育環境を備えた重要地域を抽出し、それらが近接・重複してまとまっている地域を、主な地形やビオトープタイプを境にして、「重要拠点区域」に選定。

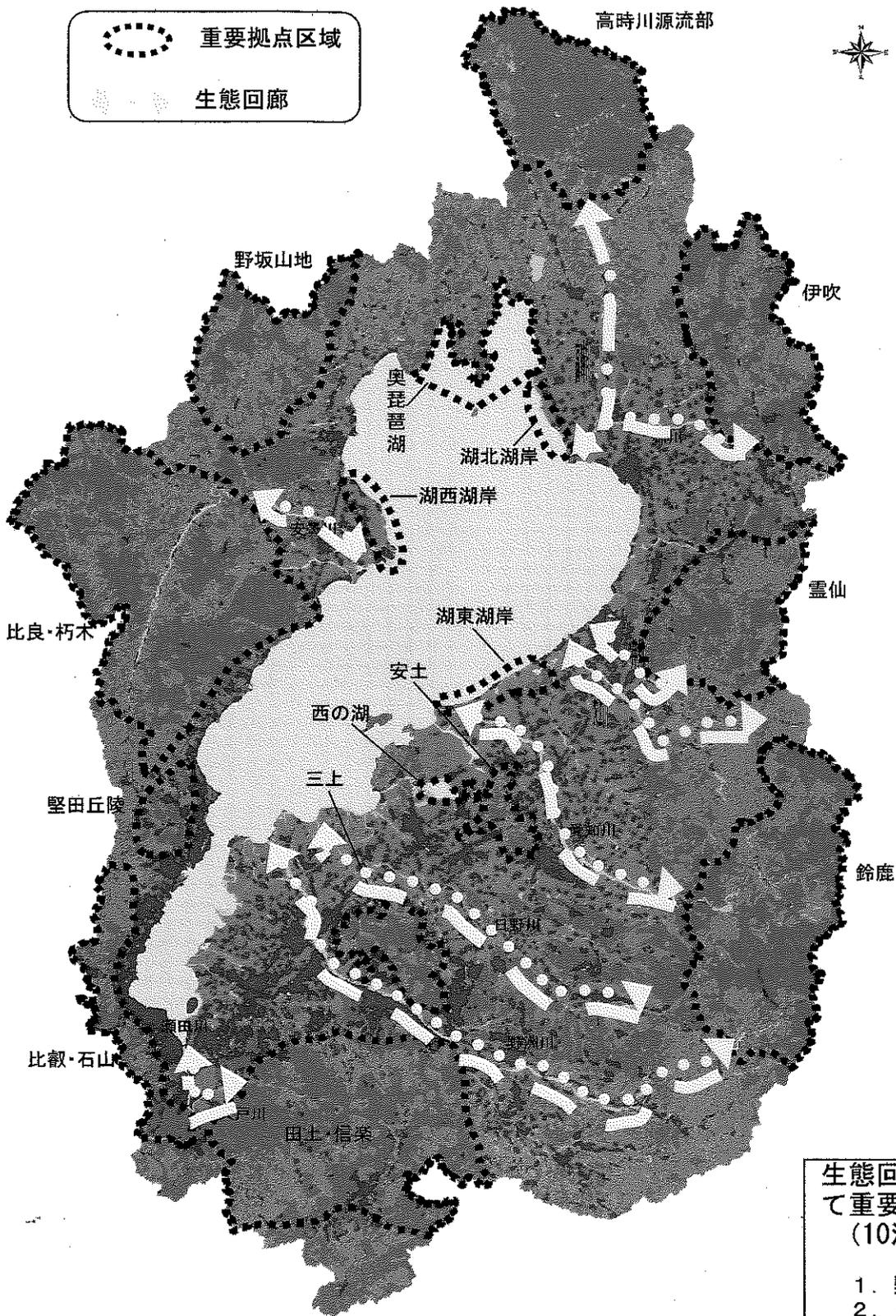
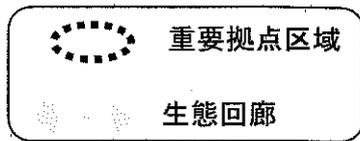
※ 「良好な生息・生育環境を備えた重要地域」

自然林、特定植物群落、希少種生息地、日本の重要湿地 500、自然公園、鳥獣保護区、守りたい育てたい湖国の自然 100 選 (公募) など

- 次に重要拠点区域との間をつなぐ、「生態回廊」としての河川を選定。

保全・再生・ネットワーク化の推進方策

1. 自然環境の調査・情報管理・評価
 - ・長期構想に位置付けられた重要拠点と生態回廊を中心とした自然環境調査を実施
 - ・集められた情報は、GIS（地理情報システム）等で管理し、経年変化を把握できるよう努め、誰もが活用できるよう県のウェブサイトなどを通じて情報発信
 - ・経年変化を見るなど保全・再生・ネットワーク化が実現に向かっているかを評価
2. 生息・生育環境を保全するための保護区の適正配置
 - ・重要拠点区域や生態回廊の自然環境が維持されることを担保するため、自然公園、鳥獣保護区、生息・生育地保護区等の区域を見直し、適正配置に努める
3. 野生動植物種の個体の保護
 - ・指定希少野生動植物種の捕獲・採取を防ぐための監視・パトロールに努めると共に、条例に基づき外来種対策を推進
4. 長期構想に配慮した事業の実施
 - ・開発事業については、「公共事業環境こだわり指針」や環境アセスメント制度に基づき、野生動植物の生息・生育地の保全に対する適切な配慮を促進
5. 自然再生のための事業の実施
 - ・ビオトープタイプごとに、野生動植物の生息・生育環境の再生を図る事業の実施
6. 鳥獣による農林被害等の防止
 - ・ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の野生獣による農林業および生活環境等への被害防止
7. 各主体の取組の促進
 - ・県民、NPO、事業者等の各主体が、それぞれの立場から、自主的、主体的に取り組むための技術的な助言、情報の提供その他支援策を講じる
8. 国・市町への要請
 - ・国に対してはより広域の視点から、市町に対してはより地域の特性を生かした立場から、県内公共事業等での配慮を求め、長期構想の円滑な推進への協力を要請
9. 近隣府県との連携
 - ・府県境をまたがって移動・分布している野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化を図るため、近隣府県との意見・情報交換に基づき連携した取組を実施



生態回廊として重要な河川 (10河川)

1. 野洲川
2. 日野川
3. 愛知川
4. 犬上川
5. 芹川
6. 姉川
7. 高時川
8. 安曇川
9. 瀬田川
10. 大戸川

抽出された重要拠点区域 (16地域)

- | | | | |
|-----------|-----------|----------|----------|
| 1. 高時川源流部 | 2. 伊吹 | 3. 霊仙 | 4. 鈴鹿 |
| 5. 安土 | 6. 田上・信楽 | 7. 三上 | 8. 比叡・石山 |
| 9. 堅田丘陵 | 10. 比良・朽木 | 11. 野坂山地 | 12. 奥琵琶湖 |
| 13. 西の湖 | 14. 湖北湖岸 | 15. 湖西湖岸 | 16. 湖東湖岸 |

ビオトープタイプ	目 標		代表的な植生
	大区分	細区分	
琵琶湖水域	琵琶湖（湖岸を除く）		沈水植物群落
湖岸域・内湖	琵琶湖湖岸、内湖		ヨシ群落、海岸姓砂地植物群落、ハンノキ・ヤナギ湿生林、クロマツ林
河川・河畔林域	河川	低水敷	ツルヨシ群集、ヤナギ低木林
	河畔林	高水敷	ケヤキムクノキ群集、ケヤキコウヤワラビ群集、ケヤキチャボガヤ群集
自然林・二次林域	山地、山麓、丘陵地	自然植生	ブナクロモジ群集、ミズナラリョウブ群落、オオバギボウシ群落、シイカナメモチ群集
		代償植生	ブナミズナラ群落、クヌギコナラ群集、アカマツモチツツジ群集、路傍雑草群落、ササ草原、竹林
植林域	山地、山麓、丘陵地		スギ・ヒノキ植林
田園域	水田等	水田・水田跡地	耕作水田雑草群落、耕作放棄水田雑草群落
	畑・果樹園	樹園地	落葉果樹園等
		畑地・畑跡地	耕作畑雑草群落、耕作放棄畑雑草群落
市街地域	市街地	工場地	工場緑地の樹林
		市街地	都市公園や社寺境内の樹林
		住宅地	屋敷林、防風林、生け垣

表2 ビオトープタイプと植生等の関係

野生動植物の生息・生育地として重要な地域	使用した資料
①植物の重要生育地	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回・第3回自然環境保全基礎調査 現存植生図（環境庁、1978～87）における自然植生・ブナ林（代償植生） ・第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落報告書（環境庁、1998） ・日本の重要湿地500（環境省、国際湿地保全連合日本委員会、2002） ・国有林野施業実施計画図（滋賀森林管理署、2004）および第3次国有林野施業実施計画書（湖北森林計画区）（滋賀森林管理署、2005）における保護林および緑の回廊 ・滋賀県土地利用基本計画図（滋賀県、1997）における保安林
②鳥獣の重要生息地	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県の自然公園（滋賀県、2003）における特別保護地区および第1種特別地域 ・滋賀県鳥獣保護区等位置図（滋賀県）における鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地の保護区以外） ・滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針（滋賀県、2002）におけるイヌワシ・クマタカ分布想定域 ・第2回・第6回自然環境保全基礎調査 哺乳類分布調査（ツキノワグマ）（環境省、1979、2004）
③希少種の生息地	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2000年版－（滋賀県、2000）および滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2005年版－（滋賀県、2006）における保全すべき群落・群集・個体群
④重要水域	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺創生計画策定調査報告書（滋賀県、2000）における河畔林分布域 ・遊漁の手帖（滋賀県、2007）における保護水面 ・日本の重要湿地500（環境省、国際湿地保全連合日本委員会、2002） ・第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落報告書（環境庁、1998） ・ヨシ群落保全区域位置図（滋賀県）
⑤良好景観・自然ふれあい推進地域	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県の自然公園（滋賀県、2003）における第2種・第3種特別地域および普通地域 ・滋賀県鳥獣保護区等位置図（滋賀県）における鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地） ・滋賀県都市計画総括図（滋賀県、2005）における緑地および風致地区 ・滋賀のしおり（滋賀県、2007）等各種観光資料における自然ふれあい施設 ・林野庁近畿中国森林管理局ホームページ（レクリエーションの森の紹介）におけるレクリエーションの森
⑥県民に親しまれている自然地域	<ul style="list-style-type: none"> ・守りたい育てたい湖国の自然100選（滋賀県、2008） ・滋賀県の公園緑地（滋賀県、2007）における都市計画緑地および広域公園 ・滋賀県緑地環境保全地域自然記念物のしおり（滋賀県、2004）における滋賀県自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域 ・滋賀県鳥獣保護区等位置図（滋賀県）における鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地）

表3 野生動植物の生息・生育地として重要な地域とその把握のための資料

自然環境部会の活動概要(追加資料)

1 平成20年度以降の小委員会審議状況

開催時期	小委員会名	議 事
6月23日	イヌワシ・クマタカ小委員会	北川第1ダム調査中間報告および以降の調査方針について
平成20年 6月27日	野生動植物との共生に関する企画小委員会	ビオトープネットワーク長期構想(素案)について

特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）の概要

現 状

分布状況

第6回自然環境保全基礎調査時
分布メッシュ(平成16年)



分布状況

- ・滋賀県には、白山・奥美濃地域個体群と北近畿東部地域個体群が分布。

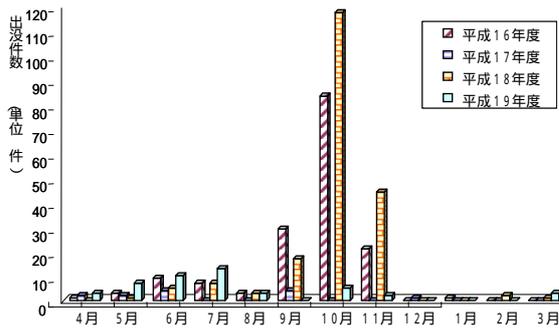
生息状況

- ・県内生息頭数は、173～324頭程度と推定され絶滅危惧地域個体群に該当。

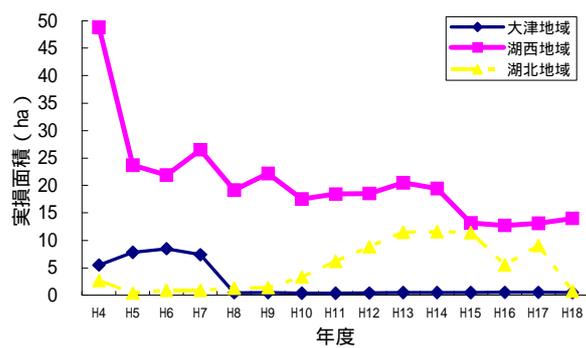
被害状況

- ・平成16年、18年に大量出沒。それぞれ157件、197件の出沒があり、人身被害もそれぞれ3件（4名）発生。
- ・林業被害（クマハギ）も発生。

月別出沒状況



クマハギ被害状況



計 画 期 間

平成20年11月15日～平成24年3月31日まで

計画の実施区域

県全域

保護管理の目標

- ◆ 県内地域個体群の安定的維持
- ◆ 人身被害の回避および林業被害の軽減

問題行動を起こす個体を特定して、その行動を抑制または排除する
特定個体管理

年間捕獲数（狩猟、有害捕獲等による捕殺数）の上限を20頭に抑制する
総捕獲数管理

狩猟の自粛を要請

有害捕獲個体は原則として移動放獣

被害防除

1. 人身被害および精神的被害

「出沒対応マニュアル」に従い、周辺住民への注意喚起、捕獲等の危機管理を推進。普段より誘引物を除去する等、棲み分けを図ることが重要。

2. 林業被害

テープ巻き等を実施。

テープ巻き等を実施しても被害の軽減ができない場合は、捕獲許可基準に基づいた有害捕獲を実施。

3. 餌付けの禁止

野生動植物共生条例に基づき餌付けを禁止。

非意図的な餌付けにならないよう、生ゴミ、放棄果実等の適正処理を徹底。

生息環境の保全・整備

1. 人間とクマの生活域の境界管理

人間の生活域へのクマによる侵入を防ぐ心理的障壁とするため、隠れ場のない緩衝帯を設置。

2. 森林の保全・整備

クマのエサの多い多様な自然植生の保全・整備の実施。

特に標高 400m 以上の落葉広葉樹林の保全を図る。

3. 生息域の連続性の確保

遺伝的多様性を確保するため、生息域の連続性の維持、回復を図る。

近隣府県との連携

広い行動圏を持つクマの保護管理は、個体群が属している関係府県が協議して整合性のあるものとする必要がある。

北近畿東部地域個体群が属する京都府、福井県および白山・奥美濃地域個体群が属する福井県、岐阜県等と緊密な情報交換を行い、取組の方向性について協議を行う。

モニタリング

現在クマの生息状況について、十分な知見は得られていない。そのため、計画が期待通りの成果をあげられない不確実性を伴う。

したがって、県および市町は、施策の実効性を高めるために、効果測定のためのモニタリングを十分に行い、その結果を関係者と共有し、必要に応じて計画の修正を図っていく「順応的管理」により計画を実施する。

伊吹山自然再生事業の概要

伊吹山の自然再生については、利害関係者も含め、地域住民、企業、NPO、研究者などの関係者も多く、これらの方々との合意形成を図りながら、自然再生の新しいあり方を探る。

これまで県では、ヨシ群落や早崎内湖の再生などに取り組んできたが、琵琶湖以外の山岳部での自然再生事業としては初めての試み。

1. 調査対象区域面積 約1,000ha

2. 内重点保全・再生対象区域面積 102ha

特別保護地区のお花畑

5合目～8合目のお花畑

山頂部および登山道の両脇

3. 伊吹山の課題と自然再生の必要性

(1) 利用状況

山頂部のお花畑に年間約30万人が訪れ、観光地化している。また、山麓から山頂までの登山道やゴンドラを利用する登山客も年間3万人。

(2) 課題と必要性

- ・山頂お花畑を中心に観光客や登山客等による踏み荒らしにより、重要種への影響が懸念される。
- ・山頂お花畑においては、チシマザサやアカソ群落等の遷移が進み、人の手を入れないと他の貴重植物が生育できない状況にある。
- ・3合目から8合目の以前にお花畑であった場所が、遷移が進んでマユミ、コクサギ等の低木林やススキが繁茂し、お花畑が減少している。
- ・外来植物（セイヨウタンポポ、オオバコ、ヒメジオン、ハルジオン、牧草類）が山頂部一帯ならびに山頂遊歩道および登山道両脇など人の踏みつけがある場所に侵入している。これにより、固有種であるイブキタンポポ、セイタカタンポポと外来種との交雑が懸念される。
- ・シーズン中は観光客の密度が非常に高くなる。また、交通の便の良さからハイヒールで入ることやペットの持ち込みによる糞害がある。
- ・採草が廃れてきたこと等により、地元住民と伊吹山との関係が希薄化している。
- ・お花畑以外にも、石灰岩の採掘やスキー場の建設、ドライブウェイの開設等に伴う自然環境や景観への影響がある。

4. 検討組織

伊吹山自然再生協議会を設置し、自然再生事業の方針・方法等を協議するほか、事業対象地域以外の伊吹山の保全・活用方策についても協議する。

(1) 構成員 環境省、文部科学省、県、米原市、NPO、地権者・地域住民、関係企業、学識経験者等

(2) 開催回数 年4回程度

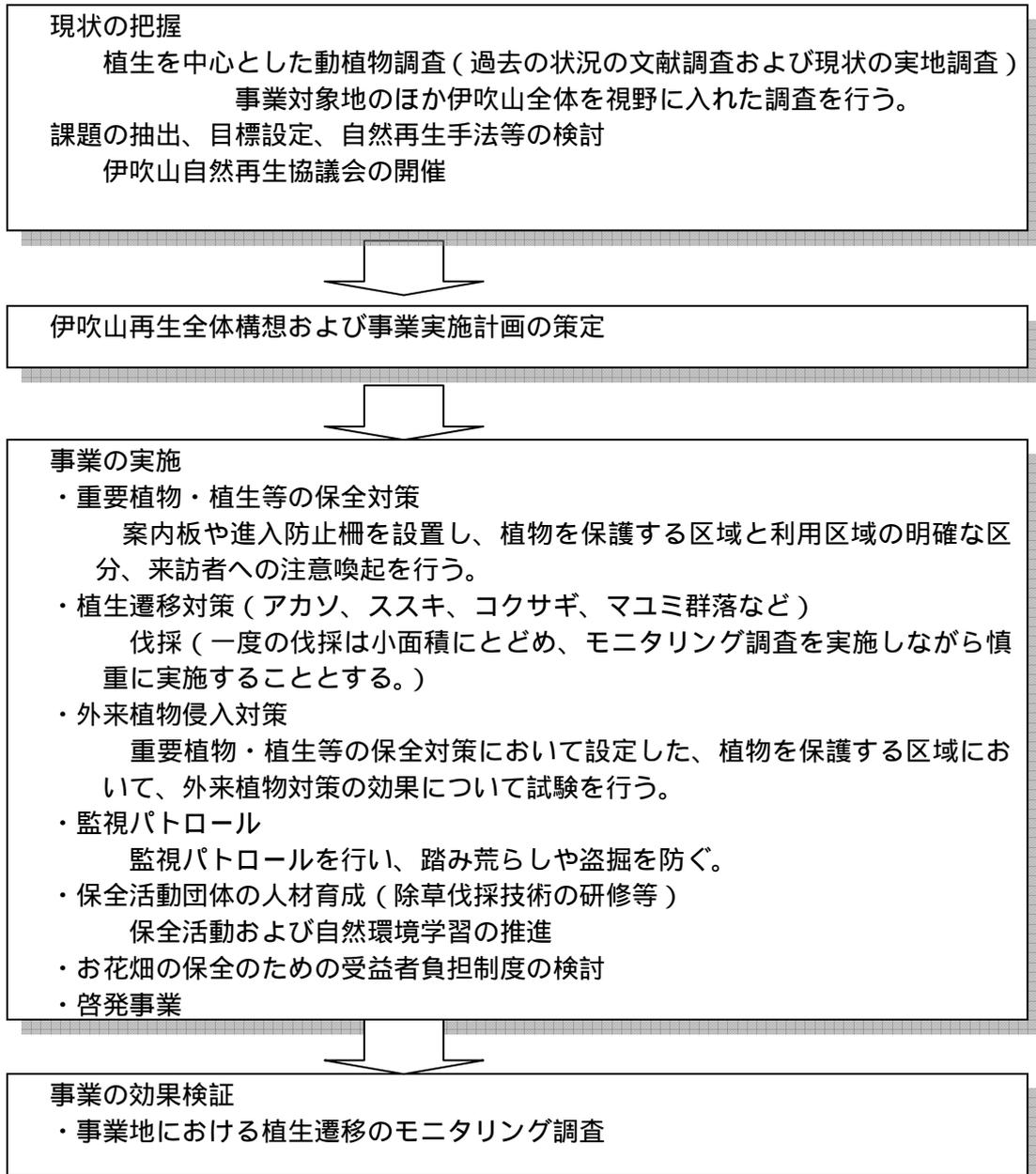
(3) 検討事項

伊吹山全体にわたる以下の事項について検討し、伊吹山再生全体構想を策定。

- ・課題の抽出と実態調査、自然環境の保全・再生の目標設定
- ・自然環境の保全・再生の手法およびその事後評価の方法
- ・保護および利用のためのルール設定、利用施設のあり方
- ・受益者負担のあり方、伊吹山の価値の普及啓発、環境学習の推進
- ・市民参加の促進および保全活動団体の育成

自然再生事業の具体的な事業実施計画について協議し、計画の進捗状況について点検・評価する。

5. 事業の流れ



6. 事業スケジュール

	20	21	22	23	24	備考
全山での動植物調査	↔					
再生全体構想および事業実施計画の策定	↔					
植生遷移対策のための除草・伐採作業	←			→		
監視パトロール	←			→		
案内看板、人の侵入防止柵等の整備		←		→		
啓発事業の実施		←		→		
保全活動団体の人材育成		←	→			
受益者負担制度の検討		←	→			
事業実施結果のモニタリング調査および評価		←		→		
米原市および保全活動団体による自立的で持続可能な活動へ移行					→	